

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】	4
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	6
○ 北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】	8
○ 北九州市庁内管理規則の一部を改正する規則【総務局総務部庁舎管理課】	10
○ 北九州市支出負担行為整理区分規則及び北九州市予算規則の一部を改正する規則【会計室】	11
○ 北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	12

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市国民健康保険条例の一部改正による保険料の算定基準等となる所得の区分の変更に伴い、関係規定を整備することにしました。
- 2 北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する場合の所得基準について、当該額の5割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円とし、2割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円とすることにしました。
- 3 低所得により保険料を減免する場合の所得基準について、被保険者数に乗ずる金額を27万円とすることにしました。

この規則は、1は平成29年3月31日から、2及び3は同年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 育児を行う職員の時間外勤務等の制限の対象となる子の範囲及び介護を行う職員の時間外勤務等の制限の対象となる要介護者の範囲を定めることにしました。
- 2 子の看護に係る休暇の対象となる子の範囲を拡大することにしました。
- 3 介護を行う労務職員の時間外勤務等の制限については、勤務時間条例等の定めるところによることにしました。

この規則は、平成29年3月31日から施行することにしました。

◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

- 1 予防部規制課保安係の事務に火薬類の製造等の許可及び認可に関すること等を加えることにしました。
- 2 警防部に消防団・市民防災課を新設することにしました。
この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市庁内管理規則の一部を改正する規則

北九州市消防署組織規程の一部改正に伴い、事業所等の定義から消防出張所を削ることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市支出負担行為整理区分規則及び北九州市予算規則の一部を改正する規則

- 1 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について、支出負担行為として決裁を受け処理する時期等を定めることにしました。
- 2 予算の細節にへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を加えることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

未熟児養育医療に要する費用に係る本人等からの徴収額の決定に当たり、基準となる所得税年額の計算において適用を除外する規定を追加することにしました。

この規則は、平成29年3月31日から施行することにしました。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 24 号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 43 年北九州市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項若しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 8 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。第 8 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 8 条第 1 項第 1 号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項若しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」

」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「48万円」を「49万円」に改める。

第10条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則中第6条第1項及び第8条第1項第1号の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、第8条第1項第2号、同条第2項各号列記以外の部分及び第10条第1項第2号の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条、第8条及び第10条の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の4の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条中「第7条の3に規定する」を「第7条の3第1項の規定による」に、「同条」を「同項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条の3第1項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第4条の4に次の2項を加える。

3 条例第7条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者

(2) 2親等以内の親族

(3) 職員又は配偶者と事実上父母と同様の関係にある者で職員と同居しているもの

(4) 職員と事実上子と同様の関係にある者で職員と同居しているもの

4 第2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。

第4条の5中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第10条の2第2項中「第4条の5第4項各号」を「第4条の4第3項各号」に改める。

別表第3の9の項中「配偶者の子」の次に「及び条例第7条の3第1項において子に含まれるものとされる者」を加える。

第2条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条の4第1項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「関する」の次に「条例、」を加え、「従前の規程」を「従前の条例等」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）の適用を受ける教職員

第14条第2項及び第3項中「従前の規程」を「従前の条例等」に改める

。

（北九州市労務職員就業規則の一部改正）

第3条 北九州市労務職員就業規則（昭和39年北九州市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第16条の2（見出しを含む。）中「育児」の次に「又は介護」を加える

。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 26 号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和 61 年北九州市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 警防部 警防課の項中 「消防団係
防災係」 を削り、同項の次に次のように加える。

消防団・市民防災課

消防団係

消防団施設係

防災係

第 3 条 予防部 規制課 危険物係の項第 5 号中 「、火薬類」 を削り、同条 予防部 規制課 保安係の項第 1 号中 「火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の権限移譲」 を 「火薬類の製造等の許可及び認可」 に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 火薬類の規制に関すること。

第 3 条 警防部 警防課 消防団係の項及び同条 警防部 警防課 防災係の項を削り、同条 警防部 警防課の項の次に次のように加える。

消防団・市民防災課

消防団係

（1） 課の庶務に関すること。

（2） 消防団員の身分、給与等に関すること。

（3） 消防団員等の公務災害補償に関すること。

（4） 消防団員の訓練及び研修に関すること。

（5） その他消防団に関すること。

消防団施設係

（1） 消防団施設の管理に関すること。

（2） 消防団員の服制及び給貸与品に関すること。

（3） 消防機械器具（消防団用に限る。）の配置及び管理に関すること。

防災係

（1） 市民防災会に関すること。

- (2) 防災に関する市民啓発に関すること。
- (3) 危機管理室との連携に関すること。
- (4) 地域防災計画、国民保護計画及び水防計画に基づく消防部の活動に関すること。
- (5) 消防水利の整備及び保全に関すること。
- (6) 都市計画の防災施策に関すること。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 27 号

北九州市庁内管理規則の一部を改正する規則

北九州市庁内管理規則（昭和 47 年北九州市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「、消防出張所」を削る。

別表の（7） 消防署（消防分署及び消防出張所を含む。）庁舎の項中「及び消防出張所」を削る。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市支出負担行為整理区分規則及び北九州市予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市支出負担行為整理区分規則及び北九州市予算規則の一部を改正する規則

(北九州市支出負担行為整理区分規則の一部改正)

第1条 北九州市支出負担行為整理区分規則(昭和39年北九州市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「特殊勤務手当」を 「特殊勤務手当
へき地手当 に改
へき地手当に準ずる手当」

める。

(北九州市予算規則の一部改正)

第2条 北九州市予算規則(昭和40年北九州市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「特殊勤務手当」を 「特殊勤務手当
へき地手当 に改める
へき地手当に準ずる手当」

。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

北九州市未熟児養育医療の費用に関する規則（昭和39年北九州市規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表中「及びD階層」を削り、「B階層を除く前年分の所得税非課税世帯」を「D階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、次の区分に該当するもの」に、「A階層を除く」を「A階層及びB階層を除く」に改め、同表の備考第1項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表の備考第2項第2号中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に改め、同項第3号中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。